

平成26年度 津山市の保育料

(単位:円)

階層区分		児童の属する世帯の税額などの区分	3歳未満	3歳児	4歳以上児
A		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
B		25年度分の市町村民税が非課税	7,400	5,500	5,500
C	1	25年度分の市町村民税が均等割のみ課税	15,600	13,000	13,000
	2	25年度分の市町村民税のうち所得割額が10,000円未満	17,400	14,500	14,500
	3	25年度分の市町村民税のうち所得割額が10,000円以上	18,700	15,300	15,300
D	1	25年分の所得税()が 1,500円未満	20,200	17,400	17,400
	2	1,500円以上 8,500円未満	22,400	19,700	19,700
	3	8,500円以上 15,000円未満	24,300	22,500	22,500
	4	15,000円以上 25,000円未満	25,000	23,900	23,900
	5	25,000円以上 40,000円未満	29,900	27,000	26,500
	6	40,000円以上 55,000円未満	35,000	29,500	27,000
	7	55,000円以上 70,000円未満	39,100	30,100	27,100
	8	70,000円以上 85,000円未満	41,600	30,800	27,200
	9	85,000円以上 103,000円未満	44,500	31,500	27,400
	10	103,000円以上 133,000円未満	48,900	32,200	27,600
	11	133,000円以上 413,000円未満	52,500	32,900	27,800
	12	413,000円以上 734,000円未満	56,500	33,500	28,000
	13	734,000円以上	61,000	35,000	28,500

年齢は、4月初日時点の年齢です。

所得税は、平成22年度税制改正における年少扶養控除等の廃止による影響が生じないよう、これらの廃止がないものとして再計算した税額で決定します。詳しくは裏面(1)をご覧ください。

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、次のとおりです。

いちばん年齢の高い児童	上記表の金額	の合計額
2番目に年齢の高い児童	上記表の2分の1	
3番目以降の児童	無料	

保育所以外で、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部および情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援および医療型児童発達支援を利用する就学前のお子さんがおられる場合は、在園証明等の提出が必要です。

B階層、C階層の世帯で、母子・父子家庭の方や在宅障害児(者)のおられる世帯の保育料は、次のとおりです。

(単位:円)

階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
B		0	0	0
C	1	14,600	12,000	12,000
	2	16,400	13,500	13,500
	3	17,700	14,300	14,300

保育料について

保育所の運営に要する費用は、保育料によって賄われることになっていますが、国・市がその不足分を負担しています。

保育料は、児童福祉法により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる税額によって決まり一律ではありません。なお、生活保護世帯等は免除となります。

保育料の決定

- (1) 保育料は、父母の平成 25 年分所得税の合計額で決定しますが、平成 22 年度税制改正における年少扶養控除等の廃止による影響が生じないよう、保育所入所申込書に記載された年少扶養の状況にもとづいて所得税額を再計算し、これらの廃止がないものとして、決定します。

再計算した税額が非課税となる場合は、平成 25 年度（平成 24 年分）の市町村民税の合計額で決定します。

保育所入所申込書に年少扶養親族等が正しく記載されていない場合は、保育料が高くなる場合があります。

保育料は、提出された源泉徴収票、確定申告書（写）等により決定します。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）や配当控除等がある場合は、控除前の金額で保育料を決定します。（市町村民税額も同じです。）

父母の収入金額の合計額（母子及び父子世帯については、母または父の収入）がこども課で定めた基準額を超えない場合は、同一世帯で、父母以外の祖父母等で最多収入者を家計の主宰者とし、家計の主宰者と父母の所得税額等を合算して保育料を決定します。

ただし、父母（母子及び父子世帯については、母または父）の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合は、父母以外の祖父母等の所得税額等は合算の対象になりません。

同居とは、住民基本台帳等の形式的な要件ではなく、生活の実態で児童と同一家屋に居住する父母及び祖父母等扶養義務者は、原則として同一世帯となります。

- (2) 4 月初日時点の年齢を基準にして保育料を決定し、年度途中で年齢が変わっても保育料は変更になりません。
- (3) 世帯状況に変更（婚姻、離婚等）がある場合は、保育料が変更になる場合がありますので、必ずご連絡ください。

4 月以降に確定申告または修正申告等で税額が変更した場合は、確定申告書（写）等の確認できるものをご持参ください。保育料は 4 月分にさかのぼって変更になります。

- (4) 入所後は、通園の有無にかかわらず、退所届が提出されるまで保育料がかかります。

なお、保育料を滞納したときは差押え等の滞納処分を行う場合があります。

保育料の減免

平成 26 年中の収入が昨年と比較して大きく減少し、保育料の支払が困難な場合はご相談ください。

お問い合わせは下記をお願いします。

津山市役所 こども課 幼児教育係

津山市山北 5 2 0（津山すこやか・こどもセンター内）

電話 0 8 6 8 - 3 2 - 7 0 2 8（直通）